令和５年度桜川市子ども会「単位子ども会応援事業」実施要項

１　経過・趣旨

地域の中で様々な体験活動を行う子ども会活動は、子どもたちの成長につながるだけでなく、将来に向けた地域づくりの観点からも重要な活動である。

しかしながら、令和５年４月１日現在、桜川市内には 95 の単位子ども会があるが、会員数が 10 名に満たないところが年々増加している。そのため、単位子ども会を廃止したり、思うように活動ができなかったりする状況も多く見られるようになってきている。

それらのことから、会員数が少ない単位子ども会の活動がより充実するよう、合併や共同活動を支援することを目的とし、本事業を実施する。

※令和２年度より運用を開始した本事業だが令和５年４月２２日現在、補助実績はない。
事業開始が新型コロナウイルス感染拡大の時期と重なることから、単位子ども会活動そのものが全く実施できていない子ども会も多く見受けられた。
そこで、単位子ども会活動の活性化のため、令和５年度に限り下記のとおり制限を緩和して実施する。
また、次年度以降の本事業の運用方法については、今年度の事業活用の実績を基に判断する。

２　対象

桜川市内のすべての単位子ども会
ただし、近隣地区の活動であり、次のいずれかの条件を満たすこととする。

（１）複数の単位子ども会による活動。~~であり、少なくとも１つの単位子ども会の会員数が 10 名未満である。~~
⇒人数制限の撤廃。

（２）複数または１つの単位子ども会による活動に、地区に単位子ども会が存在せず加入できていない子どもが参加する。（ただし、市子連登録、安全共済会加入を行う。）

３　内容

・単位子ども会の１事業に対し最大 10,000 円の補助を行う。（年度内１回のみ）
~~・補助申請額は「事業費×補助対象会員数(※)／総会員数」とする。~~
~~（※補助対象会員数…10 名未満の単位子ども会の会員数~~
~~または~~
~~地区に単位子ども会が存在せず加入できない子どもの数）~~

⇒補助申請額の算出方法の緩和。単位子ども会員数等により変動するものではなく、事業費が１万円に満たない場合はその全額、１万円を超える場合は事業費全体のうち１万円分の補助を行うこととする。

・本事業の総額は 70,000 円とし、審査の上、補助の可否、補助額を決定する。

【審査基準及び優先順位】
①過去の補助回数が少ない。
②補助申請額~~（事業費×補助対象会員数(※)／総会員数）~~が大きい。
③補助対象会員数が多い。
④事業の有効性が高い。
~~※過去に補助を行った単位子ども会については、合併等に向けた取組がされているか。~~

４　方法

（１）希望する単位子ども会のうち、事業の中心となる子ども会が「単位子ども会応援事業申請書」（様式１）及び「未加入者名簿」（様式２）を提出する。

○１次募集…５月末までとし、応募多数の場合、審査により決定する。

○２次募集…１次募集で総額に満たない場合、先着順で随時行う。

~~（２）申請書の審査を行い、補助予定額を通知する。~~

（３）事業を実施する。

（４）「単位子ども会応援事業報告書」（様式３－１~~および３－２~~）を提出する。

（５）報告書を審査の上、補助額を決定し、事業の中心となる単位子ども会へ支払う。

~~※報告書の内容は、次年度の総会時に全単位子ども会に紹介する。~~

※注意事項

＜補助対象となるもの＞	＜使途としてふさわしくないもの＞
○活動等の講師謝金及び交通費	▲保護者の食費
○活動の材料費	▲個人への金銭の分配
○配布資料の紙代・印刷代	▲必要以上の事務費
○学習活動に必要な経費	